

平成 27 年度 第 5 回 市原市環境審議会 議事録

- 1 日 時：平成 28 年 3 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 27 分
- 2 場 所：市原市役所・議会棟・第 4 委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委 員（五十音順）

安藤（生）委員、安藤（貞）委員、岡田委員、小野委員、加藤委員、
小宮委員、鈴木委員、泉水委員、萩原委員、羽鳥委員、坂内委員、
平野委員、深谷委員、間所委員
…計 14 人

〔欠席〕 犬伏委員、河野委員、小林委員、日浦委員、堀田委員
…計 5 人
 - (2) 事業者
株式会社千葉袖ヶ浦エナジー 6 人（コンサルタント含む。）
市原火力発電合同会社 8 人（コンサルタント含む。）
 - (3) 事務局
〔環境部〕 平田部長（途中退席）、増田次長
〔環境管理課〕 畑島課長、齊藤課長補佐、丸所長、菅野係長、末吉係長、
田中係長、高橋係長、石橋主査、森川副主査、北村主事
〔クリーン推進課〕 笠松課長、間野係長、馬場係長、鳶田主事、窪田主事
…計 17 人
- 4 一般傍聴者 5 人（議題から公開）
- 5 議 題
 - (1) 審議事項
 - ①（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書について
 - ②市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について
 - (2) 報告事項
 - ①（仮称）第二次市原市環境基本計画策定方針について
 - ②改訂市原市環境基本計画年次報告書（案）について
 - ③市原市一般廃棄物処理基本計画（見直し）の策定方針について

6 内 容

- 司 会：今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。本日、お席に配布させていただきました資料といたしまして、
- ・本日の「会議次第」が1部、
 - ・「委員名簿」が1部、
 - ・「席次表」が1部、
 - ・「市原市環境審議会規則」が1部、
 - ・「資料1」が1部、
 - ・「資料3」が1部、
 - ・「資料4」が1部、
 - ・「資料5」が1部、
- の計8点となります。なお、「資料2」につきましては、後ほどの配布とさせていただきます。不足している資料がございましたら、お声がけください。
よろしいでしょうか。
それでは、ただいまより、平成27年度第5回市原市環境審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境管理課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
なお、本日、ご都合により、犬伏委員、河野委員、小林委員、日浦委員、堀田委員、から、欠席とのご連絡をいただいておりますので、ここでご報告をいたします。
それでは、「次第」に従いまして、市長の小出より、ご挨拶を申し上げます。
- 市 長：あいさつ（省略）
- 司 会：ここでお知らせがございます。誠に恐れ入りますが、市長は次の予定がありますことから、ここで退席させていただきますのでご了承をお願いいたします。
- 市 長：すみません、どうぞよろしくお願いいたします。
～市長退席～
- 司 会：続きまして、会長の泉水様より、ご挨拶をいただければと存じます。泉水会長、どうぞよろしくお願いいたします。
- 会 長：あいさつ（省略）
- 司 会：ありがとうございました。それでは、ここからの会議の進行を、

市原市環境審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長：それでは、まず、本日の会議の成立要件を確認いたします。
本日は、19 名の委員のうち、半数以上の 14 名の出席となっておりますことから、市原市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本会議は成立しております。
次に、議事録署名人を指名いたします。今回は、鈴木委員、萩原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
～両委員、承諾～

議 長：ありがとうございます。よろしく願いいたします。
なお、本会議は、市原市情報公開条例等に基づき、原則、公開することになっております。本日、5 名の傍聴希望者が待機しておりますので、事務局は、傍聴者を入室させて下さい。
～傍聴者、入室～

議 長：傍聴の方をお願いいたします。事務局からお渡ししました、お手元の傍聴要領を守り、係員の指示に従って下さい。これに違反した場合にはご退席いただくことがありますので、ご注意をお願いいたします。
それでは、ただ今より議事に入ります。今回は、2 つの環境影響評価に関する諮問を受けております。前回の会議では、主に、各事業者からの方法書に関する概要説明をしていただいたところですが、本日は、各事業者との質疑応答を経て、それぞれの案件に対する審議を行いたいと思います。委員の皆さま、よろしく願いいたします。
それでは、はじめに『(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書について』を議題といたします。事業者との質疑応答のため、事務局は説明員を入室させてください。

～事業者 (株式会社 千葉袖ヶ浦エナジー) 入室～

議 長：事業者の皆さま、度々、当審議会にご足労いただき、誠にありがとうございます。本日は、『(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書』に関しまして、委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。はじめに、委員から事前にありました質疑等に対するご見解を伺いたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

事 業 者：それでは 1 番目の総論として、質問「同時期に近接地域で 2 か所

の石炭火力発電所が稼働することの相乗効果をどのように捕らえていますか」ということに関してでございます。環境アセスメントにつきましては、対象事業者が実施するということになっておりますが、その理由としましては、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行うとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当であるというように、環境省のパンフレットにも述べられているとおりでございます。その観点で言いますと、他の事業者が計画中の事業については、予測に使用する諸元や保全措置等を含め、事業の実施そのものを当社で担保することができず、それによって環境影響評価の制度上ですが、個社単独で将来予測まで含めた影響予測を実施することは課題があると、あるいは困難であるというように考えています。現時点では、当社におきましては、それぞれの事業者が各自の将来設計をもとに予測・評価をして、適切な環境保全措置を検討していくものと考えている次第でございます。

続きまして、事業計画、個々の項目についてでございます。、まず1番目、「発電所稼働後、環境影響が予測レベルを上回った場合、どう対応しますか」というようなところでございますが、発電所が実際に運転稼働した後も必要に応じてモニタリングをしていくことにしています。それによって、当社の事業活動により環境保全活動上、特に配慮をする必要があるといったようなところが判明した場合には、速やかに関係行政等と協議を行って、必要な対策を講じていくという予定にしております。なお、モニタリングを行う項目及び手法等につきましては、準備書において記載する予定としております。

それでは続きまして、2番目のご質問でございます。「化石燃料の宿命として埋蔵量の減少と、燃料効率の低下、石炭の質の低下に伴う廃棄物の増加が懸念されますが、どう対処されますか」というご質問でございますが、まず、埋蔵量につきましては、地球規模での石炭の埋蔵量は一般に100年、あるいは100年を超す埋蔵量が確認されておりました、弊社といたしましては、石炭の埋蔵量は十分であると考えております。とはいっても、石炭を利用する企業といたしましては、石炭の高度利用ということは非常に重要な課題であると考えております。したがって、弊社の本事業につきましては、利用可能な最良の技術、超々臨界圧、USCと呼ばれているものを採用することで、極力使用量を低減する努力をしたいと考えております。

次に燃料効率の低下、石炭の質の低下が懸念されますということですが、採掘するときに若干その場所によって低下することであっても、大体均質な石炭が取れると思っていまして、弊社の燃料としてある一定の基準をクリアした、一定品質を保ったものを確保する予定でございます。したがって、品質の低下というものは特に考えられないと思っております。仮に灰分が多くなったとしても、石炭の焼却灰を全量有効活用するという方針は変わりませんので、ここに記載しておりますとおり、セメントの原料ですとか、コンクリートの混和材、路盤材としての活用を計画しています。具体的な活用方法については、現在セメント会社等と協議中ですので、準備書の方で具体的に記載したいと考えております。

続きまして、2枚目、裏面のページにまいります。「大気環境は20km圏内で調査されていますが、内陸部房総丘陵への影響は無視できるのでしょうか」と、こちらのご質問についてのご回答をさせていただきます。大気質の調査範囲につきましては、発電所アセス省令等について解説されております「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」ということで経済産業省から出されております。こちらに基づいて、設定しております。手引の内容につきましては、調査範囲については「着地濃度が相対的に高くなる地域を包含する範囲として、原則として発電所を中心とした半径20kmの範囲とする」とされています。また、こちらの方法書の前の段階であります配慮書の検討におきまして、年平均値の最大着地濃度は半径10km圏内に収まっていると把握しております。半径20kmより遠いところにつきましては、さらにそれより低くなると認識しております。以上のことから、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」に示された半径20km圏内の調査で十分と考えております。以上でございます。

議 長：ありがとうございました。それでは委員の皆さまに申し上げます。ただ今の説明に対する確認や、その他の質疑等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 A：発電所について素人なので、前もって文書でお出しできなかったのがご迷惑かと思いますが、3、4点あるので、我慢してお聞きください。第1にUSC発電設備そのものが、高度な発電設備ということは分かるのですが、電源燃料に幅はあるのでしょうか。言い換えれば、バイオマスを入れたり、他のものに変えたり、高度な発電設備になればなるほど、電源燃料というものは限られてくるのではないかという気がするのですが。

事業者：お答えいたします。超々臨界圧のボイラーということで高度な技術ということでございますけれども、これは利用可能な最新技術ということで、BAT と申しまして、東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議で示された基準の表があり、その中で USC というものは、経済的にも商業的にも実用化されている技術と位置づけられています。したがって、色々な燃焼のノウハウも十分に蓄積されておりまして、実際にバイオマスですとか、汚泥燃料、下水汚泥と燃料の混焼をしている実績もございますので、特に燃料の幅が狭いということはありません。設計するときには燃料を想定するのですが、こういう幅の燃料を使うという想定をすれば、それに従ったボイラーの設計をするということで対応可能ですので、ご心配に及ばないと考えております。

委員 A：2点目ですが、これはないものねだりのような気が自分でもするのですが、実際に困るのは、光化学オキシダントが全ての測定局で適合していませんね。環境影響評価方法書の「3.1-23(45)」です。全部の測定局で適合していない。適合していないことを事業者も官公庁も承知しながら、なおかつ光化学オキシダントが増えてしまうような稼働をせざるを得ないということですね。事業者としてどのように対応し、どのように考えているのでしょうか。

事業者：光化学オキシダントについては、国でも課題として捉えていると伺っておりますが、例えば VOC について固定発生源をかなりの量を減らしても光化学オキシダント自身はそれほど減らないとか、NOx を低減してもその相関が出たり出なかったりとか、発生の因果関係は、現状では分からないところがあるというような中で、私どもとしましては、固定発生源の1つであると認識は持っておりますが、NOx や SOx を可能な限り低減していったり、より環境負荷の小さいものとしてやっていくということで、対応させていただきたいと思っております。

委員 A：ここで USC 発電設備との関連についての説明がないのですよね。燃焼効率が良いということの中に、光化学オキシダントの発生要因を減らすような機能も含めた USC 発電設備なのかどうか、という説明も必要なのではないですか。

事業者：光化学オキシダントの原因物質の1つとして窒素酸化物がございしますが、窒素酸化物の除去につきましては、ボイラーの設備の中の排煙脱硝装置で除去するようにしております。その排煙脱硝装置につきましても、USC とは直接関係はありませんが、BAT、利用可能

な最新技術を採用するという方針ですので、現時点でNOxを可能な限り最高効率の設備を導入して低減することで、光化学オキシダントの発生も最低限に抑えるという方針で対応してまいりたいと考えております。

委員 A：期待した回答に少し近づいたのですが、そういうことはこの方法書にも記載されているのですか。

事業者：具体的に脱硝設備等の詳細は、次のステップの準備書に記載することになります。今申しあげました最良の脱硝装置を採用することは、私どもが実施可能なところは努力していくことですので、将来的に準備書で効率等のお示しをするということになってまいります。その諸元をもとに予測評価、通常のNOxの予測等を進めていくということにしております。

委員 A：この環境アセスというものに出席する度に思うのですが、ある意味では茶番かなと。要するにアセスの方法書というものも政省令で全て決まっていて、そのとおりやっていると。端的な例が、植物や動物の調査などで、既存の調査、あなた方が鳥の名前を全部知っているわけではないので、知ろうが知るまいが、過去の文献にこう書いてあります、ということでそれを示せば方法書として終わってしまう。そういう世界ですよ。それでどんどん通ってしまうということなのですよ。だから事業者側も評価側も、実感のない作業をずっと続けていってしまう。そしてものができ上がってしまうという形が、何か不安で、それでいいのかな、という気がします。それを少しでも減らすこととして、元々こういう石炭火力発電というものがほぼ否定されていたにも関わらず、東日本大震災を契機として出てきたと。それは災害というものがあって、こういう発電が目の目を見た。石炭火力発電所について経済産業省と環境省が決着したのは1、2か月前です。やっと環境省も納得したという設備ではないですか。また、世界的に見れば、日本の石炭火力発電に対して、大変厳しい目を向けられていると、これも事実ですよ。そういった中で、やはり最初の発端が東日本大震災であることは間違いないのですから、アセスそのものの対象にはならないが、そういう災害が起きれば環境云々というよりも壊滅的に、原子力ではないですが、大きな被害が起こることは目に見えていますよね。石油施設が千葉県で爆発した、これは市原市で爆発しているわけですから、ひとつ間違えば、あのようなとんでもないことが起きてしまうわけですね。少なくとも

も災害や事故に対してこれだけの設備を作るのであれば、色々な組織と色々な項目について協議されていると思うのですよ。そういったものを一々説明してくださいとは言いませんが、どういう機関とどういう項目について協議しています、というものを一覧にして報告してもらうことはできないのでしょうか。

事業者：環境影響評価の制度上でそのようなことまで含めるということはないと思いますが、その他、建設に向けては関連する法律がございます。電事法、建築基準法、様々関連する法律がありますので、その手続きに則って、適宜必要な情報は開示されるといったところがございます。そういう過程で皆様方には必要な情報は開示されていくというように考えます。この場合は、環境影響評価でございますので、全てについて、ということではないかと思えます。この建設によって、環境保全上でそういったような措置を講ずる必要があるかというところで考えていくことで、範囲が限定されるのかということがございますが、全般としては適宜きちんと情報については、ステークホルダーの皆様方に提示して全体の計画としては進めて行くということになるかと思えます。

委員 A：それ以上は、今この段階の事業者側の発言としては、特にこのアセスの場として限定すれば余計できないのですかね。ただ、こういう政省令に基づき、1つの範囲の中でしか議論しないのであれば、そこが茶番の茶番たる所以だと。発端は震災だということに、そこに一歩も踏み込もうとしないというところは大変問題だと思いますね。これはあえて議事録として残してもらいたいがために言っていることです。

事業者：若干補足させていただきますと、確かに災害について環境アセスの場ではないのかもしれませんが、当然、弊社としましても自然災害に対するリスクマネジメントというものを考えております。具体的に地震、津波というものがご心配のところだと思うのですが、現時点で発電設備や付帯設備の仕様は具体的には決まっていないので、具体的にご提示することはできないのですが、建設に先立ちまして、立地条件等を十分に検討いたしまして、地震や津波など大規模な自然災害につきましても関係法令も踏まえまして、公衆災害の防止を第一に考えております。また、社内教育や地域との連携というものも当然考えていきたいと思っております。津波など袖ヶ浦市様、地元ではハザードマップもありますし、そういったものも踏まえて今後検討していきたいと考えております。

委員 A：最後に、緑化林や野鳥というものなどにかかなり関わってきたことがあって、東京電力の袖ヶ浦発電所にどういふ野鳥が生息しているか調査に入ったことがあります。それでびっくりしたことは、山にいる鳥類の分布と全く変わらなかったということです。素晴らしく鳥類が豊富で驚きました。哺乳類もいました。そこで強く思うのが、単に緑化協定で何%緑化すればいいと、そういうことではなくて、インディケータープラントというものがありますが、むしろ植物単体ではなくて、緑化指標林というものを作って、大気環境に脆弱なものを含めるなど、大気、土壌の条件が悪くなると花が咲かなくなるというものをに入れて、環境指標を示す林というものを設置して観察していくということは、お考えになりませんか。

事業者：発電所の緑化等についての計画ということでお話をさせていただきます。基本的に、現状、出光興産様の未利用地ということで人為的に管理されたり草刈がされたりしている場所でございます。そちらの未利用地を使いまして、私どもの発電所を建設する計画ということで、先ほどの緑化等の計画につきましては、基本的には、今生育しているものの状態、どういった種が生育しているかというところを把握しまして、引き続き、運転開始後につきましても、そういった現状の生育している樹木を基本として、緑化等を進めていくという考えでございます。なかなか新しい種を持つてくるのは難しいことかもしれませんが、今お話できるところは、そういった既存の状況を把握して、それをもとに緑化計画を検討していくと考えております。

委員 A：ありがとうございました。終わります。

議長：それではその他にいかがでしょうか。

委員 B：昨今の気象庁、想定外の災害ということが流行語になっているということで、最近は温暖化が心配、それは当然でございます。これが、所謂発電効率の悪い石炭を選択したと。これは経済性で非常に分かりますが、CO₂は歴然として発生すると。御社はバイオマスの混焼を狙っていると。他の事業所と比較すると改善する意欲が見えます。他の事業者はそういうことはないのですが、それをもっと具体的に、最新鋭技術とは何ぞやと。例えば、ひとつはバイオマスの混焼だと思います。あとバーナーノズルの改良した効率的な運転をさせるとか、あと、CO₂だけ捕集して地下に廃棄するとか。最新鋭といっても一般の人は、もうちょっと技術的な情報を出して欲しいと思います。できればこの会議でそういうドラスティックな技術論

があれば出していただきたい。世界的に日本は、発電効率が低いということはマスメディアでも理解しています。しかし、これだけの温暖化で COP21 とどう連動しているのか。環境省はこの石炭燃料を容認したことはマスメディアで分かっていますが、条件としていわゆる燃料の数量と逆算して CO₂ 濃度を提示すると。例えば 30 年後に 30 数%の削減を自主目標にする電力業界がですね。こういうことでいずれにせよ石炭燃焼は経済性が良いのは分かっています。そういう技術的には前とちょっと違うんだとか、どう違うのかとか、ということをも市民の皆さんに教えていただければありがたいと思います。あとは、石炭の品質、グレードの問題が話にあったのですが、市原火力発電所と比較して見ましたら、ちょっと面白いのが、水分量が違うのですよ。乾きガス量と湿りガス量からみると、水分量が違うのです。3~4%違うというのは大きいです。それは品質グレードとは全然関係ない。私がちょっと心配なのは、石炭の炭化度が進んでない、まだ若い石炭を使っているとこういう品質のばらつきが発生すると思います。ぜひ石炭の品質グレードに興味を持って選択していただきたいと思います。揮発分の多い石炭、水分の多い石炭は発電効率を悪くします。そういう品質グレードは非常に重要です。そういうところも目配りしていただけるとありがたいと思います。あともうひとつは排水の問題ですが、排水の水素イオン濃度の pH ですね、5~9 というアローワンスが非常に大きいと。この原因は何ですかということをおちょっと教えていただきたいと思います。あとは特にありませんが、この発電効率を上げるには固体燃料の石炭でどういうことが大事とか、どういう事がポイントなのかというところを、この会議でパフォーマンスして欲しいと思います。

事 業 者：ご回答させていただきます。石炭火力発電の最新技術はどのようなものか、それをどの程度導入するかという点につきましては、基本的に弊社としまして最新鋭というのは、効率の面で最新鋭と超々臨界圧のボイラーを使うということで選定しています。これは理由がございまして、確かにご指摘のとおり IGCC、IGFC、石炭ガス化複合発電など色々な技術もございまして、弊社としましては、やはり経済性、信頼性の面で実証された技術を導入するのが基本でございまして。弊社としましては、技術屋としましては、最新鋭のものを導入してチャレンジしたいという気持ちもあるのですが、やはり商業的に成り立たないと事業として成り立たないので、その辺のリスクを見ると現在実用化されている最新鋭ということで、超々臨界圧とい

う技術を導入することにいたしました。しかし、古い技術かという
とそういうものではなく、先ほどご指摘のありましたバーナーのノ
ズル等もやはり低NO_xバーナー、NO_xを低減するバーナーを採用し
たり、同じ超々臨界圧でも色々な技術を導入する予定です。弊社の
スポンサーであります九州電力は石炭火力については、日本でも第
一人者といえますか、非常にノウハウを持った会社でもございます
し、今、松浦、長崎の方でも建設が始まりますが、そういったノウ
ハウも活かして1番良い設備にしていきたいと考えております。ま
たバイオマス混焼につきまして、最新鋭の技術というのは特にな
いのですが、先ほど申し上げました九州電力の発電所の方では石炭火
力発電所、同じクラス、若干小さいですが、その発電所において木
質バイオマスですとか、下水汚泥の混焼をしている実績がございま
すので、その辺のノウハウも活かして最大限活用させていただき
たいと思っております。それと石炭品質についてですが、今回の環境
アセスで示しましたばい煙の値ですが、こちらの方は弊社とスポン
サーと現在入手可能な石炭をいくつか選定しまして、それをベース
に、それとばい煙装置の効率を考慮して導いた値です。ですから、
想定する石炭の性状によって水分量が他社さんと若干変わって
くるのは仕方ないのかなと思っております。今アセスの段階で、実際
にどのような石炭を調達するかというのは今後の検討課題ですが、
現在お示ししている環境基準を満たすような石炭を選択していき
たいと考えております。

委員 B：先ほど質問があったように行政側、国ともいっても良いはず
ですけども、もっと緑化を、同化作用、CO₂を吸ってくれる、緑化を
いっぱい、山林をもっと整備するなど、事業者側にはコンビナート
側にもう少し緑化の面積を広げるとか、これは行政側に質問した方
が良いか分かりませんが、山が非常に荒れています。こういうところ
に温室効果ガスを排出する燃料を使わざるを得ないとなると、全
体的なプラン、マスタープランが必要ではないかと思っております。
石炭燃焼は非常に経済性が良いのですが、付帯設備に非常に金がか
かると。原油の下落に対応したですね、今の下落率は1/3ぐらいの
値段になっていると。その気体燃料やガス燃料に代えて、やはりま
だ石炭燃料の方が経済性が高いのですか、付帯設備も含めて。これ
だけで終わります。

事業者：先ほど、水質の排水のご質問が1つありまして、pHの5～9とい
うところで幅がありますというご質問でした。これは低すぎても高す

ぎてもだめという、こちらは条例の規制の方で、排出基準の幅が5～9ということで定められておりますので、その範囲内で排水をコントロールするということをございます。その他のCOD、SS等におきましては、例えばCODは10より低い値で出さないという風になっております。pHにつきましては幅が設定してあります。

委員 B：今火力発電所をやっている実績はどうなのですか。

事業者：当然こういったそれぞれの地域で幅が違うと思うのですが、それぞれの地域でその幅に入っていれば、5～9 同等の数値になっていると思います。

委員 B：pHで5～9というのは一般論的に言いますとアローワンスが非常に大きいと。失礼ですが、適当に流してるとは思わないかという感じを受けますね。理論的でない。

事業者：排水処理装置を設置しまして範囲内に抑える、もしくはCOD等の他の項目については基準値より低い値で抑えるという風にやっていきます。

先ほど発電効率を上げるにはどうすれば良いかということについてお答えしていなかったのですが、回答させていただきますと、基本的には発電効率、石炭火力の効率を上げていこうと思うと、蒸気の高温・高圧化、温度を高く、圧力を高くというのが高効率化のポイントなのですが、それについてはタービンの材料、ボイラーのチューブの材料、その辺の高温に耐えうる金属など、加工技術、その辺の研究を色々な電力業界やメーカー等で行っているところです。

それと先ほどのご質問の石炭の原価の話ですけれども、LNGとの比較ということになりますと、やはり色々な要素、設備等も加味しても石炭火力の方が原価は安いという風に考えております。

補足しますけれども、昨今の原油価格が安いというようなことをございますけれども、中東とアメリカとの関係とか様々なところから、現在このような状況になっておりますけれども、中長期的に見ますと、やはり地政学的なリスクは石炭が最も低いと見まして、将来的に見ても石油や天然ガスに比べて安価に安定的に供給できるというように考えております。

議長：よろしいでしょうか。その他、何かございませんでしょうか。

委員 C：事前質問に関連してお聞きしたいと思います。総論の1ですが、2か所の石炭火力発電所が同時期に同地域で稼動するその相乗効果ですが、この回答のとおりで、事業所でこれを検討、検証するのは困難だと思います。それは分かります。ただ、東京湾には既に何か

所か火力発電所がありますし、さらにこれが同じような地域で 2 か所増えますと、当然相乗効果は考えなければならないものだと思います。そうすると、事業所に検証義務がないのであれば、行政に検証義務があるのかどうか、これは避けて通れない問題だと私は思うのですが、いかがでしょうか。それから 3 の 1「大気環境」について、これは基準が 20km と決まっていますし、10km あたりに大量に落ちるといふのは当然であると思いますので、このとおりだと思います。ただ、房総半島の地域特性として、内房と外房が海に囲まれていて、半島のど真ん中に山が走っていると。そうしますと単純に考えて、海風に乗ったものが山にぶつかってそこに集約するのではないかと考えられるのですね。基準に則れば、当然そこは調べなくて良いわけですが、この地域の特徴を考えたときに、私も市原南部の丘陵地に住んでいますので、行政にもお願いなのですが、調べていただきたいなと思います。と言いますのも、もう 10 数年前なのでありますが、市原の南部の丘陵地の子どもに喘息が多発しまして、この時の学校医をやられていた先生が海岸から飛んでくる有害物質が山に当たって、この辺の濃度が高くなっているのではないかという仮説を立てられました。その結果は、私は分からないのですが、その話はその先生が県の方の偉い先生になってしまって、現場の方に来られなくなってそのまま立ち消えになってしまったと思うのですが、そのようなことがありますので、できればその辺も考えていただきたいと思っております。以上です。

議 長：その喘息の問題は、私もあまり詳しくは知らないのですが、そのまま立ち消えになってしまっています。その後、まとめたものがありまして、それだとやはり湾岸地域の方が、山の方より工場の近くの五井、八幡、姉崎の地区に喘息が多いという結論になっております。丘陵地の方はあまりデータが出ていないような。もっと詳しく調べれば、出る可能性もありますけれど、その後はやっていないのです。

事 業 者：まず相乗効果のことにに関してですが、委員の方が仰ったことは非常に分かるところでございます。私どもも国や県とある程度お話しさせていただいて、どのようなことができるかということは検討させていただきたいと思っております。

議 長：それでよろしいでしょうか。

委 員 C：行政側の見解もお聞きしたいと思っております。

議 長：では事務局の方。

事務局：相乗効果の関係ですが、こちらの事業者様の見解ですと、各自個別の計画を単独でとあるのですが、基本的に環境影響評価法上という行政が何かできるということについては考えづらいのかと思います。もう一方の市原火力さんの方でもやはり同じような意見を出しておまして、計画段階配慮書の送付の順序が千葉袖ヶ浦さんの方が先、続いて市原火力さんということで市原市長意見においては相乗的な効果の影響ということについては市原火力さんのところだけに出ている状態で、今回方法書のタイミングが同じですので、それも含めてこういった意見が出ているところではあるのですが、やはりこれは行政が影響評価をするということは形としてないと思います。ですので、行政側の要望とすると、限られている情報になってしまうと思うのですが、それぞれの火力発電所の環境影響評価手続きが出ていますので、収集可能な範囲で情報を集めていただいて、それを踏まえた地域の重畳的な影響について把握していただいて、より環境への影響が低減されるような、環境に配慮していただいて、調査、予測、評価をしていただきたいと思います。と思っています。

議長：よろしいでしょうか。他にあればお願いします。

委員 D：石炭はどこのものを使う予定か計画があると思うのですが、それを教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事業者：石炭につきましては、まだ具体的にどこのものを使うというのは最終的には決まっておられません。今後、検討していきますが、基本的には輸入炭ということで、例えばオーストラリア、インドネシア等の石炭の産出国からの輸入になるかと思っています。

議長：よろしいでしょうか。それでは他になければ、本件に関する質疑応答は以上といたします。事業者の皆さまは、ここでご退席ください。本日は、当審議会へのご対応、誠にありがとうございました。
～事業者（株式会社 千葉袖ヶ浦エナジー）退席～

議長：それでは、ここから審議に移ります。これまでの事業者からの説明や、本日の質疑応答に関する事、またそれ以外の項目について、委員からのご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

委員 A：しつこさを謝りつつ話をするのですけれども、この評価方法書の最初のページに、1行目から東日本大震災という言葉が出て、そこから評価方法書が始まっているのですよね。大きな災害が1つの起因になって、こういう火力発電所が出てきたというのは紛れもない事実ですよね。だとすれば、災害、事故対応というものをど

ういう風に取り組んでいくのか、ということが基礎にないと、全く話が完結しないという気がしてならないのですよ。まだそこは、環境影響評価法や政省令が追いついていないから出していないだけの話なので、現実の方が厳しい面があるわけですから、それは市単独でやるのか、県に申し入れるのか別にして、何らかの形で、事故については難しいかもしれないけれども、自然災害対応はどのようなことをしようとしているのか、ある程度のことを資料として出させて、環境審議会で資料として残すというのはお考えにならないものでしょうかね。

議長：今の質疑に関しまして何かご意見等ありませんでしょうか。

委員 E：我々プロではないので、その数値が果たしてそれで、動植物、人間も植物も含めて、健康が今後も保障されるのかということが、非常に懸念があるわけですね。方法書の中身の数値で行けば、これでクリアできるという部分があると思うのですが、大気汚染、水質汚染ということ考えた場合に、やはり微小粒子の問題やオキシダントの問題など、また海洋生物や海の水質の問題など、私どもにはそれで本当に大丈夫なのか、というような不安がやはり残るとするのが正直なところなのです。行政の方にも、関係する方々にも、本当に目を光らせて、数値だけ出なくて、本当に健康に被害を及ぼすようなことがあれば、操業を取り止めるぐらいの考えで行かないと、先ほどから出ているように災害のこともあって、今回ちょっと複雑な気がするのですが、委員の皆さま、その辺はどうなのでしょうね。

委員 F：今のご意見、私もそのとおりだと思います。どうもこの評価書をずっと市原火力発電所、袖ヶ浦も一緒ですが、進めることありきでそのデータに則って、当然環境基準ですとか、それに合わせた形でやっているのですが、それに合わせて全部、大丈夫です、大丈夫ですと、だから心配いりません、というように私は聞こえます。ただ、それを否定するものは何かあるのかというと、やはりないと思うのですね。ただ、この両火力発電所、内房に2つ同時にできていって、東京湾に火力発電所がどんどんできてきていて、震災以後、どこの湾岸地区、沿岸地区、火力発電所がどんどん出てきてしまうのではないかと。そうすると今の段階ではCO₂がどうだとか、温暖化がどうだとか、今の段階では下がっているかもしれないですが、いざとなったら、今までは原子力は安全だと言っていたが安全ではなくなってしまった、火力発電所ではCO₂はこうやれば大丈夫だと言っておきながら、どんどんできてしまうと、微粒子が10個集

まれば大きくなってくしょうし、東京湾の排水の温度も、この火力発電所の何百 m かの、水質ポイントの温度をチェックされているようですけれども、当然海流もあるでしょうし、動かない海流もあるでしょうし、そういったことを考えていくと、今回許可されて建設をしても良いかもしれませんが、この申請された時点で他に電力はないのかということ行政さんの方で、まず火力発電所ありきではなくて、風力とか、他の太陽光は色々やっているのでしょうが、自然エネルギーを使って、コストパフォーマンスは非常に悪いがために、火力発電、石炭火力に走って行ってしまっていて、この時とばかりに建設ラッシュが進んでいるような気がします。ただ、今の段階では、これを否定するものは1つもないので、容認せざるを得ないのかなという感じはしています。

議長 長：ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

委員 G：16号線に沿って化学会社がたくさん並んでおり、そこも少しずつ淘汰されつつあるところにこの火力発電所の話がありますが、火力発電所で不具合が起きて火災が発生するとか、爆発するなど、そういうトラブルというのは絶対ないことなのか。というのは3.11の前にもトラブルがあって、小さな火災か何かがあったと私は記憶しているのですが、その時に環境関係のところから、特別、大気の問題はないというようなことを言っておられましたのでそうなのかと。私が土地を借りて、畑の真似事をやっていた時に、雑草を掴んで引っ張ったら、べつとりとタールみたいなものがついて、こういうことがあっても問題はないのかな、これはこういう草なのか、芝生みたいな所謂普通の雑草といわれる。自分が育てた野菜はそんなことはなかったのですが、どういうものなのだろうかと、常にそのことが頭の隅にあるものですから、今回の電力のために火力発電所ができるのは致し方ないことなのか。他のことを考えると特別、毎年やらなければ、そういうことで急いで行政の方はおられるようですけれども、火力発電の方は、そういうトラブルが起きないものなのか。ただ普通に燃やしていて、普通にばい煙とかそういうものだけの問題なのか、非常に知りたいところですね。実際に稼働が始まるのは、大体8年後あたりだということ、私たちの年代の者はそこにいても人生が終わるときですから、それ以上のことは考える必要がないのかもしれませんが、よろしいでしょうとも言い難いと思いつつも、難しいですね。

議長 長：ありがとうございます。将来の環境に対する委員の皆さまの心配

は尽きないと思いますけれども。他に何か具体的にありますか。

委員 D : 少し客観的なことを言っていますが、そもそも原発の事故リスクという部分が表に出てきて、こういう流れがあるというのは分かる気がするのですが、事故リスクという意味でいうと、津波が来た場合でも、すぐに止めてしまえばなんとかなるという意味では、火力発電は安全ですよね。それよりも、CO₂の排出による温暖化の影響の方が大きくて、その部分を評価しなくてはならないのですが、実際のところ無理なのですよね。安定電源が欲しいというのは国民の皆さんの意見で、ベースロード電源と言いますが、今まではそれを原発が担っていたのですが、原発が全廃されているような状況の中で、では次にどうするのか、実際今は3割削減で日本は動いていますからいらぬのでは、という意見もあるのですが、安定電源を国としては確保していかなければいけないし、という背景の中から、それだったらと火力発電が出てくるのですが、確かに今この地域に隣接する形で2か所出てくるのはちょっとおかしい気もするのですが。両方とも石炭火力ですよね。CO₂の問題からいって高効率なら、LNGのコンバインドが良いに決まっているのですよね。ですから、この石炭火力の2件が出てきた段階で、そうしないの、ということを行わなければいけなかったのだと思いますし、やろうという事業計画が出てきて、こういう環境影響評価方法書に対する評価というのは法律の手続き上の問題で、それに対する諮問をこの会議は受けているので、それにプラスして何かというのはなかなか言いにくいのだと思うのですよね。そういう意味で、私が言うのもおかしいのですが、事故リスクというより温暖化の問題ですし、CO₂の排出という側面からは石炭火力というのは効率が悪いですよね。それとばい塵、SO_x、NO_xの話というのも、今の技術はかなり止めますので、それについては、ゼロとは言いませんが、あまり心配がないという状況になっていますよね。ごみの焼却施設についてもそうです。そういう中で行くと、この方式を同時期に、近くに建ててしまったということで地域住民が不安を抱くということは仕方ないことですが、それは事業計画が出された以上仕方ないということですよ。法律に則って、こういう手続きを経ていますので、この話はこれで進んで行くのでしょうから、さっき質問したのですが、やはり石炭の質を見極めながら、排出されるガスの質をしっかりとみんな監視して行くという姿勢で対応していくしか多分方法としてはないです。排水についても、温排水がいくら出てきても、それ

に対して直接的な効果とか生態系に与える影響というのは、なかなか評価しにくいですから、そういう中で行くと限界があるので、やはりどういう石炭を使えば煙が出ているか、というのを常にモニタリングしていく市民の活動というのが根本にあって、安定電源をこの地域が担っているのだという意識で行くしかないのではと思うのですね。私が住んでいる所では、洋上風力を作ろうとすごいことをやっています。しかし一方で、ある所が国の天然記念物や名勝指定されていて、風力発電を建てるのにも、今度は自然保護の方から言うと、そういったものが景観に与える影響はどうか、みたいな話がどうしても出てくるのですね。このように直接CO₂出すということはないですが、やはり何をしても人工物を作るというのは、そういう良し悪しの部分があるので、どの辺で着地点を見出していくのか、ということなのだと思います。部外者的な意見で申し訳ないのですが、そういうことです。

議 長：どうもありがとうございました。他にないようでしたら、審議を終結したいと思います。なお、諮問内容は、当該事業に係る『環境影響評価方法書について』ということであり、答申内容としましては、この方法書の内容に対する当審議会からの意見となります。したがって、本件に関しましては、採決をすることが馴染まないため、諮問に対する答申といたしましては、ここでご審議いただいた内容を取りまとめて作成したいと考えます。いかがでしょうか。
～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは、本件に係る答申書の作成につきましては、本日ご審議いただきました内容を踏まえて、私の方で作成することとしてよろしいでしょうか。
～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見を集約いたしまして、私の方で答申書を作成することにいたします。
では、次の案件に入る前に、ここで5分間の休憩を挟みたいと思います。委員の皆さまは、14時55分までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。
～休憩～

議 長：それでは、議事を再開いたします。『市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書』を議題といたします。事業者との質疑応答のため、事務局は説明員を入室させてください。
～事業者（市原火力発電合同会社）入室～

議 長：事業者の皆さま、当審議会ご足労いただき、ありがとうございます。本日は、『市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書』に関しまして、委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。はじめに、委員から事前がありました質疑等に対するご見解を伺いたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

事 業 者：市原火力発電合同会社社長の桑原でございます。本日は2回目ということでございますけれども、御審議の程よろしく願いしたく存じます。早速でございますが、皆様からいただいたご意見に対する事業者の見解ということで説明させていただきます。意見書の方をご説明させていただきます前に、前回こちらの方で説明させていただきましたパワーポイントの中で、「学校、病院、その他の環境保全について特に配慮する施設の配置の状況」についてのナレーションが無かったことについて、深くお詫び申し上げます。学校、病院など環境保全に特に必要な施設につきましては、方法書142ページに記載させていただいております。こちらの方に、対象事業実施区域の周りに、千種小学校や特別養護老人ホームなどを記載させていただいておりますのでご容赦いただければと思っております。どうも失礼いたしました。

それでは、お手元の資料番号「2-1」をご覧いただきながら、事前に委員の方々からいただいた意見についてご説明させていただきたいと思っております。いただいた意見については計4件いただいております。それぞれ意見の概要及びそれに対する事業者の見解という形でご説明申し上げます。まず1番目、「同時期に近接地域で2か所の火力発電所が稼動する事の相乗効果をどのように捉えていますか」というご質問ですが、事業者の見解といたしましては、対象事業実施区域周辺において、他事業者が計画しております発電所との累積的影響につきましては、一事業者による評価は限定的となりますが、準備書作成段階において、入手可能な公開情報の収集を行いまして、本事業との重畳検討に必要な情報を収集し、調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討いたします。なお、この点につきましては、配慮書に対する経済産業大臣意見もいただいております。方法書の「5.2-1」に同様の事業者見解を記載させていただいております。

2番目、「発電所稼動後、環境影響が予測レベルを上回った場合、どのように対応しますか」というご意見ですが、発電所の稼動後に

おきましては、環境保全措置の効果を確認する為の環境監視計画を計画しております。この環境監視によりまして、環境影響が予測レベルを超えるような事が懸念される場合につきましては、必要な環境保全措置を講じることを考えております。

3番目、「化石燃料の宿命として埋蔵量の減少と、燃焼効率の低下、石炭の質の低下に伴う廃棄物の層化が懸念されますが、どう対処されますか」というご意見ですが、石炭につきましては、地域的偏在が少なく、全世界的に広く賦存していることから、可採年数につきましては約109年といわれております。従いまして燃料は十分確保可能と考えております。石炭の質の低下によりまして、石炭灰が増加することにつきましては、セメント原材料として長期にわたって安定的に全量有効利用が図れる取引先を確保することに努めるとともに、国内で活用しきれない場合には、海外への搬出も視野に入れて検討します。

4番目、「大気環境は20km圏内で調査されていますが、内陸部房総丘陵への影響は無視できるのでしょうか」というご意見ですが、お手元の資料に千葉県の高標高図という地図を1枚ご用意させていただいております。対象事業実施区域を赤枠で囲んだ部分ですが、そこから半径20kmの円を描きまして、実際に千葉県の高標高図とどのような位置関係になっているかというものを、図でお示したものととなっております。また、赤い三角の部分は、配慮書の段階で検討、評価させていただきました最大着地濃度地点という形で表現させていただいております。こちらを見ながら、事業者の見解についてご説明差し上げますが、大気環境の調査範囲につきましては、発電所アセス省令を解説した環境影響評価の手引きに基づきまして20kmの範囲で計画しております。本事業の配慮書における大気質の予測結果におきましては、最大着地濃度地点が対象事業実施区域から約7km、お手元の赤い三角の部分になりますが、こちらの寄与濃度が小さいことから、調査範囲の20kmは妥当なものと考えております。委員から事前にいただいた意見に対する事業者見解の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の資料番号「2-2」につきましては、市原火力の方法書に述べられた住民等意見の概要と、事業者の見解を取りまとめております。現在、7件記載させていただいております。こちらにつきましても、意見の概要及びそれに対する事業者の見解という形でご説明差し上げたいと思います。

まず、1 から 5 番目は、環境の保全の見地からいただいた意見というような括りでご説明差し上げますが、1 番目、「東日本大震災により福島原子力発電所の災害の見地から今後の日本における電力が安全で低廉であることに大きな期待をしております。大気環境のための大気質分野の対策、脱硝、脱硫装置は万全でなければならないと。特に自然災害発生時の社会的な避難訓練方法を明示しておく事も必要だ」という意見をいただいております。事業者の見解といたしましては、市原火力発電所を建設することで、低廉な電力の安定供給に努めてまいります。また、大気環境負荷の低減に向けて、この本計画では、100 万 kW 級の石炭火力発電所で採用され信頼性がある最新の環境設備、内容は、脱硫装置、脱硝装置、集じん装置を導入いたしまして、環境保全対策に万全を期す事を考えております。また、自然災害発生時の防災活動につきましては、関係自治体と協議の上、防災計画を定め、その中で計画的に訓練を行ってまいります。

2 番目、「複合的周辺環境影響について」、先程いただいた委員様からの意見の 1 番目と同じような内容になっております。環境大臣意見において他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続き中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、必要な情報の収集に努め、大気環境への影響低減のための適切な環境保全の検討、ということが求められております。現在進められている他事業者との累積的影響についての意見ですけれども、繰り返しになりますが、他事業者が計画している発電所との大気環境に関する累積的影響につきましては、一事業者による評価は限定的となりますけれども、準備書作成段階におきまして、本事業との重畳検討に必要な情報を収集し、調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討いたします。

3 番目、こちらは石炭種に関するご意見ですが、「CO₂排出原単位や総排出量、石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。また、発電端効率、送電端効率も重要な情報である。また、石炭種が変わる場合、主要産炭地毎の評価を実施すべきである」というご意見ですが、こちらに対する事業者の見解といたしましては、石炭は、海外炭を調達する計画としておりまして、主な採炭国といたしましては、オーストラリア、インドネシア、中国などがあります。現在、調達先につきましては、長期にわたって低廉で安定的な確保を図るべく検討中のございまして、石炭の炭種や石炭性状について

は、まだ決まっておりません。施設の稼動に伴う二酸化炭素排出量につきましては、今回、環境影響評価項目として選定しておりますが、石炭の炭種、発電熱効率、送電熱効率は詳細検討中でございます。二酸化炭素排出量につきましては、次のステージであります準備書で記載させていただきます。

4 番目、「二酸化炭素削減の評価方法について」のご意見ですが、「6 章で二酸化炭素の削減の評価方法として、発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかとあるが、石炭を燃料とすること自体が実行可能な範囲で回避・低減できていないのではないか。二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にすべきではないか」というご意見です。

また 5 番目、こちらも CO₂ に関するご意見ですので併せてご紹介させていただきますが、「パリ合意との整合性に関する評価ということで、昨年 12 月、COP21 でパリ協定が合意されました。今世紀後半には CO₂ 排出が実質ゼロとすることが決まっている中で、今示されております国の削減目標やエネルギーミックスは、パリ合意に合うものではなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが必要と迫られるのではないかと、ということで、評価の手法には、パリ協定の批准の観点からも計画を評価すべきである」というご意見をいただいております。この 2 つのご意見に対して事業者側の見解は、まず環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いにつきましては、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議とりまとめにおきまして、下記の観点により国が審査するとしています。観点は 2 点ありまして、1 点目は事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷の低減に努めているかどうか。2 つ目は、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか。この 2 点で国が審査するとされています。1 点目については、本事業は BAT の参考表にあります(A)：経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上に該当する超々臨界圧発電技術の採用することで、熱効率を 43%以上とすることとしており、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量の低減を図っていきます。2 番目につきましては、国がエネルギーの安定供給とともに目標を掲げており、電気事業者としては、昨年 7 月に新たに自主的枠組みを構築しております。この中で 2030 年度に排出係数 0.37kg-CO₂/kWh を目指すとする低炭素社会実行計画を策定しております。またこの計画を実のあるものにするという

観点から、平成 28 年 2 月に目標達成に向けた実効性のある仕組みやルールを構築した電気事業低炭素社会協議会を設立しております。今後、電気事業全体で低炭素社会実行計画の達成に向けた取り組みを進めていくこととしています。本計画では、この枠組み参加者である両親会社の東燃ゼネラル石油と関電エネルギーソリューション及び東京電力に売電することで、この枠組みに沿い、国の目標・計画との整合を取っていく中で事業を進めていくこととしています。

続いて裏面の 2 件についてご説明します。環境の保全の見地とは関係ないということで、その他という分類をさせていただいておりますが、まず、「海水取水口及び放水口について」ですが、「海水取水口が揚炭棧橋と接近しているが揚炭棧橋での事故トラブル、火災とか漏出とかが起きた場合に、取水に影響若しくは取水中断となる恐れは無いか」という意見が 1 つ。2 つ目といたしましては、「放水口予定地が千葉工場の外航船棧橋に近接していますが、油漏洩等の非常事態には、オイルフェンス展張や災害対応活動を考慮すれば、さらに北東側の境界線近くに放水口を設置するのがベストと考えるが見解はどうか」というご意見です。まず 1 つ目のご意見に対しまして、揚炭棧橋のトラブルによる取水の停止は無いものと考えておりますが、仮に大規模な油流出等が発生しまして、取水口から放流口への流出が懸念される場合につきましては、取水を停止することもありえます。また、2 番目のご意見については、本事業は、東燃ゼネラル石油千葉工場の石油タンク撤去跡地を利用する計画としておりまして、放流口については、既存設備や狭隘な敷地を考慮して環境負荷の低減が図れる合理的な配置として、温排水による影響の低減や取水口との離隔距離、既存棧橋を離着棧する船舶の航行経路を考慮して、配置を計画しております。また、東燃ゼネラル石油千葉工場外船舶棧橋において、油漏洩等が発生した場合のオイルフェンス展張や会場防災活動に対して、今計画しております放水口の配置が影響ないことを確認しています。

7 番目、「情報公開について」ですが、「環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるよう求める」というご意見です。こちらにつきましては、環境影響評価図書の著作権は事業者にあります。インターネット上の情報は、目的外使用のために複製や加工が容易となることから、公表にあたっては配慮が必要と考えています。方法書及び要約書の縦覧にあたっては、

インターネットの利用に際しては、ファイルのダウンロードや印刷ができませんが、当社ホームページにおいて縦覧期間である1か月に加え、意見受付の期限まで、昨日になりますが、閲覧できるようにしております。また、方法書のあらましにつきましては、現在もインターネット上で閲覧可能としており、ファイルのダウンロードや印刷を可能としております。

あと、本日の午前中に住民の方からご意見を1通2件いただいております。内容は、環境保全の見地という内容ではなく、安全防災に関する意見をいただいております。こちらにつきましては、今後事業者側で見解を取りまとめまして、またご紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事業者側からの、委員様からの意見及び住民意見に対する事業者側の見解のご説明を終わりにします。ありがとうございました。

議 長：事業者の皆さま、ご説明ありがとうございました。委員の皆さまに申し上げます。ただ今の説明に対する確認や、その他の質疑等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 D：ご説明の2件目で、先程、千葉袖ヶ浦エナジーの説明を聞いたのですが、基本の発電方式も、資料の内容も、例えば用語集の順番、順番が合うのは仕方ないのかな、文言も含めてほとんど同一なのですが、これは、相談されて作られているのですか。いくつかありますから、じっくり聞いていきますが、ちょっと不思議です。お互いに共同でやられているのですか。

事 業 者：違います。

委 員 D：あと、発電方式がUSCということで全く同じなのですが、これを採用する明確な根拠というのが、今更という感がありますが、どうなのでしょう。まずはそこからお聞かせください。

事 業 者：まず、USCの根拠ということですが、本事業は、首都圏への低廉な電力を安定的に供給する目的が大前提でございます。その中で、国のエネルギー基本計画の中で、石炭については、安定供給性や経済性に優れたベースロード電源という位置づけとなっておりますので、冒頭で申し上げました首都圏への低廉な電力、安定的な電力の供給の観点と、エネルギー基本計画での石炭の位置づけ、また、BATの中で、利用可能な最良の発電技術という観点から今回USC超々臨界圧というものを選択しております。

これは、ボイラーの技術、先程申し上げた現在利用可能な最良の技術というのが、BATという形で示されて、基本的に石炭火力を採用

する場合には、この最高効率の今利用し得る技術を採用しなければならぬということになっておりますが、現在、世の中で超々臨界圧ボイラーというのが、最新の技術でございます。以前は、亜臨界圧ですとか、あるいは超臨界圧がございましたが、そのさらに上をいく超々臨界圧ということで、より高温高压の蒸気を製造いたしまして、それをタービンに、動力機械に当ててやるということが、技術の世界で1番最先端でございますので、お隣の袖ヶ浦エネルギーさんも最新技術を採用すると、この技術でやろうとすると、当然超々臨界圧ボイラーの採用ということになるということでございます。

委員 D: 一般的には、CO₂の排出というのがこの後の質問でもあるのですが、LNGのコンバインドが、通常文献とか一般的な状況の中で判断すると、CO₂排出量が少なくなってくると思われるのですが、多分この計画が出された頃、LNGの価格が異常に高くて、世界における調達のコストも含めて、日本の富が流出するという問題がずいぶんと騒がれた時期で、そのような時期に基本計画を作られて、石炭をベースとする燃料とした火力発電を計画されたと勝手に想像しておりますが、その時に、この後にも質問していきませんが、例えばCO₂排出原単位というのが、370というのが実質的に多分不可能なのですが、こういう形でそれを超えた分をキャップ・アンド・トレードみたいな形でCO₂に対して課金されるようなことが起きたならば、CO₂排出原単位の非常に高い燃料を使っていると、非常に不利になると思われるのですが、この後パリ合意の話も出ていますが、そのような流れというのは、無くはないと思います。そういう中で、これは市原の問題ですから、あえて言いますが、止められた方が良くと思いますよ、石炭火力というのは。なんでLNGの方にシフトされないのか。計画全て見直した方が良くと思いますが、その点についていかがでしょうか。

事業者: ご意見ありがとうございます。事業者としましても、その辺りのことについては、色々と考えて、今も考えておるのですが、先程からCO₂問題に関するお話をさせていただいておりますが、当初、仰るとおりCO₂に課金制度等々、要するに税金がかかるような話になってくれば、当然コストがかかってきますので、採算性についてはかなり悪化するような話でございますけれども、現状は、国の長期エネルギー需給見通しや長期エネルギー計画、先月ですが経済産業大臣と環境大臣との会合等々での決まりごとの中では、CO₂問題を

どのような形で対応していくかということで、発電サイドにおいては、基本的にはベストミックスを追求して、仰るとおり LNG 火力の排出の方が少ないのですが、やはり国全体としては LNG だけではなく、石炭火力も更新、新設を促していくという形でやっていくと。一方小売りの段階において基本的に排出原単位が 0.37 という形のものを守っていこうという形での制度論が今作られつつございまして、それに対して事業会全体といたしましても、自主規制団体を作り上げまして 0.37 を、2030 年を目途に達成していくという形で、ある意味国のエネルギー需給見通しとベストミックスを達成すれば、基本的には 0.37 の目標が達成できるという形での、官民一体での制度論が構築されましたので、それに関しまして、我々といたしましては確信が持てましたので、事業としてもこのまま継続していけるのではないかと考えております。

委員 D：そうすると、前提が間違っていて、通常の火力、石炭火力というのは、おそらく排出係数は、800g 位はいきますから、そうすると具体的にどういう形で、カーボン・キャプチャー・アンド・ストレージとかそういう形で地中に埋めていくとか、画期的な新技術でも入れなければ、多分 370g を、ご承知だと思いますけれども、原発が全て動いて、当時の日本の電力源単位ですよ、そこに、今ほとんど止まっている状況で、600g 近くなるような状況の中で、火力発電をやろうとする業者がそこに結び付けていくのは、ベストミックスだから、だったら原発を導入するということを前提に話されると捉えてしまうのですが、そういう意見ですか。こちら側の CO₂ 排出原単位が低いから、我々は出してもいいでしょうという発想になるのですか。

事業者：原子力を認めている、認めていないということは、我々が申し上げる立場に無いのですが、今の国の 0.37 を基にしたエネルギーミックスの前提と申しますのが、この間の長期エネルギー見通しでも出ましたように、これは 2030 年目途でございしますが、原子力が大体 20～22%、石炭が 26%、LNG が 27%、その他再生可能エネルギー、このベストミックスっていうものを前提にしてございます。

委員 D：全電力に対して 20%超で原発が入るのが前提ですか。

事業者：はい。

委員 D：だからそれが国民の合意が得られるのかというのが、非常に問題な点なのですが、どちらにしても火力をやられる場合にはできるだけ CO₂ 排出原単位が低い方法を選ぶのが当然なのですが、不思議な

ことに、袖ヶ浦エナジーさんも、市原火力発電さんも、両方とも石炭火力で同じ方式でいっているのが不思議でならなくて、ここは、市原市の環境審議会ですから、市原は、少なくとも袖ヶ浦は位置的に別の市ですよ、こちらはあまり言えないのかもしれませんが、市原市内に作るのですでしたら方式を変えられた方が良いと思います。そうしないと、CO₂排出量が沢山出てしまいますし、原発をそれだけ入れていく、電力を入れていく中で、我々は出してもいいのだという様にしか捉えられませんから、それは、市原市内でやる業者さんの答えとしては、すごく納得いかないという気がするのです。具体的な質問。では、恐らく CO₂ 排出量の排出係数が非常に高いのですが、370g というのはありえないのですけど、今回、CO₂ 排出量を削減する具体的な方法は何かお考えでしょうか。

事業者：全く繰り返しになりますが、0.37 という目標は、電力業界全体で 2030 年度を目途に達成するという目標で、個々の発電所への目標ではないと理解しております。一方そこで、そうは言っても、石炭火力もある程度見直しと言いますか、位置づけも、国の政策の中でできていきますので、我々としてはその中で 1 番 CO₂ の排出量が少なくなる、現時点で商業的な信頼性がおける技術でございます。そういう意味で USC 超々臨界圧式の発電設備を採用してその環境影響評価を進めさせていただいているという立場でございます

委員 D：多分私が勉強不足なのだと思いますけれども、その違いは、はっきりさせた方がいいのではないのでしょうか。他の化石燃料を使う発電方式よりもいかに優れているかというところを、データを持って示された方が、市民の合意形成には役に立つのではないかと思いますので、是非そういうことをやられることを期待したいと思います。以上です。

事業者：ありがとうございます。

委員 B：超々臨界圧力というのは、高温高圧、今はパスカル表記でやっていますが、何気圧か、説明していただけますか。

事業者：市原火力の方で契約させていただいている圧力温度レベルは、ゲージ圧ベース、標準の大気圧ベースで 24.5MPa、気圧にすると 250kg/cm² 辺りでしょうか。温度については 600°C を計画してございます。

委員 B：すごいですね。この高温高圧でのリスク評価は、例えばどういう鋼材で対応するのだとか、もし破裂した場合、どう危なくしないようにするのかを、説明していただければと思いますが。

事業者：少し紹介しますと、先程紹介した圧力温度レベルは、前段でご紹介させていただきましたBATの基準で、経済性に優れている、あるいはCO₂の面で高効率、なおかつ、実現可能なレベル、商用レベルで既の実現されているところで選ばれている蒸気圧蒸気温度レベルでございます。そういった中で、あと電気事業法の中で高度な技術基準がございまして、そういった圧力温度に対抗できる材料とか、肉厚の強度計算が既に確立されてございまして、それに準じた形で設備設計は行われているという形になっております。それから、不慮の事象が発生した場合、それを守るがために、それぞれの監視装置を設けてございまして、異常な圧力、異常な温度が生じるような場合は、事前に圧力を抜く装置もございまして、至って安全に運転ができるという認識でございます。

委員 B：一般市民の方は、250気圧はどのくらいだろうと。工業界にいた方は、250キロといったら大変な圧力だとすぐに分かりますが、通常の高圧では大体20キロから30キロで爆発する可能性が結構大きいのですね。相当な技術が必要になってくるのでしょうか、材料学的にもですね。反面、安全対策をしっかりとっておかないと、市民の方に影響を及ぼすので、万全策を是非とっていただきたいと思っています。先程の袖ヶ浦の事業所と同等の質問ですが、最新鋭とか最端技術、先程質問がありましたように、ほとんど同じだと。けどなにをもって最新鋭ということが、きちっと説明が、なにか私どもとれないのですよ。そういうところをご説明いただければありがたいと思います。

事業者：先ほどの委員さんのご意見を合わせて、別途こういう場で、ご報告させていただきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

委員 C：事前質問4題に対する回答が、先程の袖ヶ浦の事業所さんとほとんど、というか全く同じなので重複質問は避けませんが、2番、事業計画の中の、環境影響が予測レベルを上回った場合、例えば1番と関連がありますが、2か所の操業の重畳効果等によって上回った場合に必要な環境保全措置を講じますとなっておりますが、具体的にどのようなことをされるのか、私は専門家ではないので分かりませんが、例えば稼働停止も含めてということなのか、それから事業所の単独の判断でしょうか、それともこのデータに基づいて、国からの行政指導等があるのでしょうか。良く分からないので教えてください。もう1つは、3番の事業計画の石炭の低下というか、埋蔵量の低下があるのですが、先程から話題に上っておりますように、環

境への悪影響が懸念される中、例えば再生可能エネルギーではなく、あえて石炭火力を選ばれた何か特別な理由がおありになるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。といいますのは、私の友人が某大手商社におるのですが、そこはもう石炭火力から手を引いて、イギリスから洋上のアンカー式かフロート式かは忘れましたが、風力発電を買い付けて、そちらに力点を置いていくという話しを聞きましたので、現代の傾向からはちょっと外れているのではないかなと思ひまして、質問させて頂きました。よろしくお願ひします。

事 業 者：最初の方の環境影響が予測レベルを上回った場合のお話ですが、今ご審査いただいておりますのが、これから私どもで調査、予測、評価ということをやらせていただく、その項目あるいは、どういう方法でやるかというものを取りまとめた方法書というものについてのご審査を今いただいているわけですが、これでご審査いただいで、実際1年間かけて必要な今の現況のデータを取って、それに基づいて予測をやって、最終的にどういう影響があるのかという評価をしたものを、次のステップとしては、準備書という書類にまとめて、またご審査いただくということになるろうかという様になるろうかと思ひますが、その準備書を作る段階では、それぞれ影響が懸念される項目について予測をやった結果が全て出てきますので、その結果に基づいて、実際に発電所を運転する時にどういう項目を、監視をすべきか、ということについても、その予測、評価の結果に基づいて準備書の方には記載をさせていただくこととなります。それで、そういう監視でいいのかということを含めて準備書の段階ではご審査をいただくことになるわけです。実際の発電所を建設させていただいて、運転をする段階になりますと、地元の関係自治体さんと基本的には環境協定というものを結ばせていただいで、それぞれ排出するものについて、排出レベル的なものを協議した上で協定を結ばせていただくというステップがございますので、どういうものを監視して、どういう風に管理していくかということは、私どもの監視計画でもお示ししますし、その後自治体さんと協議をさせていただく協定の中で明確になっていくということでもありますので、事業者が勝手にやることではないという風に御理解いただければと思ひます。

事 業 者：次に、なぜ市原で石炭火力かということだと思ひますけれども、お手元の方法書の「2.2-4」と「2.2-5」の写真とレイアウトがございますけれども、基本的に申し上げたいのは、今回私どもの計画は、

製油所の合理化といいますか、効率化、ここによってタンク撤去した跡地、これを最大限利用していこうということで、今回その効率化の結果、跡地となるのがこの「2.2-4」にある写真でございます、タンク 10 基分でございます。ここの中に臨海の石油の製油所の近くでございますので、外航船も入るような、非常に良好な、海外からの石炭の輸入に適した所、それとこの発電所製油所内という制約の中で、最も経済性が、あるいは、事業が石油での厳しい状況を何とかカバーできるのは一体何かと考えた結果、このような石炭を採用させていただいたということでございます。もちろんそこで、風力発電、あるいは、太陽光発電等々できるわけでございますが、そこにおいては、やはり規模的にどうしても小さいものしかこの程度のもでは入らないということでございますし、ましてや洋上ということになりますと、湾の方にどんどん出て行ってしまうという話になって、全く東京湾の航行への妨げになると。様々なそのような形での制約もございまして、最も我々として事業性が認められるだろうと、ということで、先程申し上げましたように、1 番問題でございます、CO₂ の排出、これについても国として、業界として、個々の発電所ではなく全体で削減目標を達成していこうという体制が整いつつあるということでございますので、この計画を環境アセスメントのプロセスの中に入れさせて、ご審議いただいていると、そういう経緯でございます。

委員 A：事前に質問を送らず本当にすみませんでした。素人なので勘弁してください。発電所の施設内は分かりませんので。USC 発電というのは、石炭以外の電源燃料にどの程度対応できるのでしょうか。例えば、バイオマス燃料を入れることができるのか、もっと言えば、LNG とミックスして使うことができるのか、所謂、最先端の技術になればなるほど選択の幅が狭まってくるという印象が持っているのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

事業者：バイオマスにつきましては、最近石炭の発電所で混焼ということで、混ぜて燃やすというケースがいくつか出てきているかと思いますが、混ぜる量が非常に少ないのが現状だと思いますので、それは、技術的に大きな影響の無い範囲で混ぜるのであれば、それなりの対応をすれば可能であるということだと思います。それから、天然ガスにつきましては、コンバインド発電という方式が、全く別の方式がございまして、それの方がもっと効率が USC よりも高い効率が確保できるので、最近できている天然ガスの発電所というのは、基本

的にはそのコンバインドという、天然ガスを燃やして、ガスタービンを回して、さらに、ガスタービン回した後の排ガスの温度が非常に高いので、それで蒸気を作ってもう1つ別の蒸気タービンを回すという2つを組み合わせた発電方式になるのですが、その2つを組み合わせることで、熱をかなり有効に捨てることなく活用できることで、トータルの効率が非常に高い発電ができるという方式が、天然ガスの場合には既に実用化されておりますので、石炭のボイラーに天然ガスを混ぜて燃やすというのは、そういう高効率な使い方にはならないものですから、かえって勿体無いということになるろうかと思っておりますので、今 USC というものは、石炭を利用した発電に1番向いた高効率な技術であるという風な位置づけであろうかと思っております。

委員 A：丁寧に説明していただき、ありがとうございました。本当にそうだろうと思えますね。ガスと石炭を同時に使うというのは、港の造りからして違ってしまいうから全くできないはずですよ。それから、混焼と言うけれども、発電所に対応できるような材木なり、木材を集めようと思ったら、それは膨大なコストとヤードが必要になってきて、そんなに簡単にできるようなものではないですよ。よくそういうことをやると新聞紙上に書いてありますが、ほとんど嘘だろうなと思っておりますし、成功例はあまりないと思えますよね。爆発した例はいくつかありますけれども。次に光化学オキシダント、これは40ページですけれども、全ての測定局で適合していないのですね。適合していない中でさらに光化学オキシダントをプラスするような発電所の稼働をするわけですけれども、基本的にどう考えて、どう対応されようとなさっているのでしょうか。

事業者：光化学オキシダントにつきましては、私どもの事業者1つだけでなく、光化学オキシダント自身が太陽光線を受けて化学反応を起こして生成されるオゾンなどの総称でございます。そういったものというのは、1つひとつの個々の事業所での予測というのが確立されていないのが現状でございます。そういった中で、私どもにつきましては、1つの原因となります窒素酸化物、若しくは揮発性有機化合物、VOCと呼ばれているものでございますが、そういったものを最新鋭の設備をもちまして、できる限りの低減を図っていくということを考えております。

委員 A：そうとしか言えないでしょうね。次に、方法書の3ページに対象事業の目的として、東日本大震災以降ということで、やはり東日本

大震災ということを出していますよね。これが色々なことを検討されながらも、大震災を契機に火力発電所が出てきたということは間違いないことですよね。これは動機ですよね。しかしながら、アセス法をはじめとして政省令に基づいて 1 つの枠組みの中でこれが作られて、枠組みの中で定められた評価に則って評価しなさいというだけの話なので、しかるべき枠組みの中に、しかるべき資料を作っておけば、自動的に通っていくと、ある意味非常に機械的に進まざるを得ないところに入ってきてしまっているわけです、この方法書自体がね。だから非常に機械的に環境影響評価業務を、私どもも、事業者の方も、この段階ではこなしているとはいいようがないわけです。ですから、やはりそこには始めに書いてある大震災に結びつくようなものは、この中にほとんど無い。ただ、せめての救いは、最初に一般市民からの質問で、震災対応をどうするかという時に、地元の市町村などと連携して防災訓練をやりませよ、ということが、初めてかすったのです。これだけの施設を作る以上、防災上色々な施設と色々な組織について対応を協議することになると思うのです。また、する予定が無ければ建たないのだから、ほんの小さい体育館を作るのにしても、消防とか警察協議というのは大変なわけですから、また、道路の協議等をやらなくてはならないので、そこに全部防災という観点が入ってくるわけで、それを全部寄せ集めると防災関係の対応というのが、計画と対応が出てくるのではないかと思うのですが、せめて項目と組織くらい、何処とどういう観点で、自然災害について取り組もうとしているのかという一覧くらいは、示してもらえないのか。それが、通しページの 3 番の始めに対する最後の結びになるのかなという気がするのです。それが無いために、大変に物足りないなと思っています。そこは、どのように対応していただけるのか、いただけないのか、お答えいただけますか。

事業者：貴重なご意見ありがとうございます。確かに私どもも防災については重要な項目だと思っております。現在、環境影響評価法の中で、なかなかお示しすることができなかったことがあります。当然ながら、こういった設備を作っていくわけですから、電気事業法をベースにいたしまして、耐震、対設計、津波に対するものについてもしっかりやってまいりますし、可燃物も一部扱いますので、そういったものにつきましても、消防法に基づいて設備設計をしております。そういったことについて、何らかの形でこの中にお示しでき

ればとは考えておりますが、1つは、環境保全措置の提言の中で加えていくのであれば、しっかりと加えてご説明させていただけたらと思っております。

委員 A：そこまで回答をいただけるものとは思わなかったですが、そこまで丁寧にご回答いただけて、本当にありがたいです。アセス法に基づく政省令でやっているのだから関係ない話だと、お前達はそんなことを言うべき立場にないだろう、と言われると、こちらも対応に困るところもあるのですが、ただ出だしは、ここであることは、冒頭であることは事実ですね。どちらかという、1つの形で進んでしまう、そこをどうにか自分のものに近づけようとするれば、例えば、そちらの事業地は少し変則的な形をしているので、取りづらいのかもしれないが、緑化林というのを作らざるを得ないと思うのです。そういったものを単に緑化林としてではなくて、環境指標林というようなものに位置づけて、むしろ環境に弱い樹木も中に含め、大気などが悪くなったら枯れるとか、または花が付かないとか、落葉してしまうとか、そういうものも含めた環境指標林というものを設置してそれをモニタリングしていく、また、そこに来る生物なども観察していくというようなことを、事業地の状態というのを見た目で分かりますので、そういうものを設置するお考えというのは、どこかに含めることができるのか、できないのか、というようなことをやってもらいたいなと思っております。なぜそのようなことを言うかという、緑化林とか野鳥というものについて、一時仕事にしていたことがあって、袖ヶ浦の火力発電所に押しかけで野鳥の調査に行ったのですよ。山の方の、一般の山いる状態と全く変わらないくらい種が豊富なのです。驚きました。フクロウ類もいたわけですから。写真も全部撮りましたから東京電力の方にも大変喜ばれました。ただ、袖ヶ浦の火力発電所は広いですから、それができるけれども、御社の方でそういったことがどうやったらできるか分かりませんが、もしできたら、これはお答えいただかなくても結構ですよ、そういうことをやってもらえたらと思います。次に、事業区域内の土壌汚染の調査ですが、健康項目と特にダイオキシンですね、そういうものを扱っていないといえばそれまでなのですが、そうは言っても、私の知り合いに汚染土壌を改良する、改善することを業としているものがありまして、竹炭を使うのですけれども、東京湾の工場地帯というのは、汚染土壌の塊だというような言い方もするのですよ。やはり色々な工場が、色々な物が集まってくるから、

土壌調査というのは、特に事業地の中で必要ではないかと思うのですが、そういったものをおやりになれるのかどうか、お答えいただきたいなと思います。

事業 者：非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、緑化林につきましては、工場立地法に基づくと緑地を設けなければならないというのが当然でございます。現段階では方法書段階でございますので、十分に検討に至っていないところがございますが、いただきました意見などを踏まえた上で、また、現況調査を行ってまいります。現在の植生、外来種等を調べてまいります。その中で、私どもで大切なのが、外来種等がどんどん入ってきているところがございます。そういったものを避けてしっかりと植樹計画を立てていかなければならないと思っておりますので、こちらにつきましては、準備書の方でお示しさせていただければと思います。土壌汚染対策法につきましては、元々の東燃ゼネラルの敷地もでございますので、当然ながら土壌汚染対策法については、法律に基づいてしっかりと調査を行った上で、対策を講じてまいりますので、こちらの方につきましては、東燃ゼネラルの方がしっかりと調査をしていくものと理解しております。

補足で、製油所の中のタンクを撤去した後の跡地でございますので、仰るとおり土壌汚染等々がなされている可能性があります。よってそれについては、きちっと調査いたしまして、基本的に法律に則りまして、汚染土壌はきちっとした処理をしまして、基本的に処理したものを構外には出さない形で処理していきたいと考えております。

委員 A：アメリカのシェールガス、シェールオイル、これが新聞紙上に出るようになったのが2007年から2010年です。今ではシェールガス、シェールオイルがガタガタになっているわけですね。それだけ燃料というものの、その変化というものは予測できるようでできないものが沢山あるわけですね。そこで先程の委員の話に戻るのだけれども、本当に石炭で大丈夫なのかなと、心配があります。こんなに安定しているという理由は、何処にあるのだらうと思えます。だからそれについて、特にCO₂については、課徴金の問題かなんかも出てきてしまうし、回答はいいです。こういう意見が、委員からきちっと出されたことが残れば言いわけで、あえて委員が仰ることを、もう一度お考えになったほうがいいのではないか、ということが、気になってしょうがありません。終わります。

- 議 長：ありがとうございます。その他、これまで発言無かった委員の方々、何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。では、その他ないようですので、本件に関する質疑応答は以上といたします。事業者の皆さまは、ここでご退席ください。本日は、当審議会へのご対応、誠にありがとうございました。
- ～事業者（市原火力発電合同会社）退席～
- 議 長：それでは、ここから審議に移ります。これまでの事業者からの説明や、本日の質疑応答に関すること、またそれ以外の項目について、委員からのご意見をお願いします。いかがでしょうか。
- 委 員 C：くどいようですがけれども、事前質問4「調査、予測及び評価の手法の」の「大気環境」の房総丘陵なのですがけれども、この地図で出ていますように、ちょうど高滝湖が20kmからちょっと外れまして、その左側には音信山がありまして、その東側というか右側には鶴舞のお城の跡があり、その先には米沢の丘がありまして、これがまた20kmから外れているのです。20.11、2kmぐらい。これは両事業所や行政に要望です。市原南部のこのあたりで観測所を作って、汚染状態を測っていただけると地元民としては大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。
- 議 長：事務局の方、いかがでしょうか。
- 事 務 局：大気の測定局につきまして、御指摘の周辺では、平野測定局という大気汚染の測定局が加茂学園の敷地の中にございます。
- 議 長：そこでのデータは何か問題があるようなことがあるのですか。
- 事 務 局：今のところは、先ほどお話がありましたように光化学オキシダントにつきましては、市内の測定局に限らず、県内で達成できているところがないというような状況でございますけれども、その他、二酸化硫黄、窒素酸化物等につきましては、環境基準は達成しているといった状況にはなっております。
- 議 長：ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。
- 委 員 F：先ほど、この事業計画は差し戻しかやめた方が良いのではないかと、燃料、CO₂の問題も含めて、LPG、燃料政策の時点でこの先行きが見えない、ということであれば、コストパフォーマンスは非常に重要なのでしょうけれども、環境問題を優先するという話になれば、袖ヶ浦と市原で火力発電所を2つ作るということであれば、先ほどの相互の話ではないですが、どんな風に影響するか分からないという中で、もし方法を変えることが可能であれば、検討していただくことは可能でしょうか。

- 議 長：そういう答申書は出せるのでしょうか。変えた方が良いのではという。
- 事 務 局：今回方法書の中で、いただいたご意見の中でそういったお話があれば、それを審議会からの答申としていただいて、それを踏まえて市長意見ということで提出することは可能です。
- 議 長：可能だそうです。そういう意見があったということをお願いいたします。その他、ございませんでしょうか。
- 委 員 H：今回環境影響評価の方法書ということだったので、特に発言しませんでしたけれども、やはり市原市に住んでいる市民として、市原市の人口が段々減っていているという現状があります。その中で、こういった火力発電所が2か所できて、汚い空気がいっぱい出てくる、イメージがすごく悪いと思うのですよね。木更津市は人口がアクアライン効果で増えましたけれども、市原市は増えていませんね。こういった海岸部に工業地帯があって、そこから汚い空気がいっぱい出ていて。うちの子供も喘息です。市民の一人として、こういったものは本当に止めてもらいたいなという風に心から思っています。
- 議 長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。他にないようですので、審議を終結したいと思います。なお、答申についてですが、先ほどの案件と同様、ここでご審議いただいた内容を取りまとめて作成したいと考えますが、いかがでしょうか。
- ～異議なし、の声～
- 議 長：ありがとうございます。それでは、本件に係る答申書の作成につきましても、本日ご審議いただきました内容を踏まえて、私の方で作成することとしてよろしいでしょうか。
- ～異議なし、の声～
- 議 長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見を集約いたしまして、私の方で答申書を作成することにいたします。
- 議 長：次に、次第4(2)として「報告事項」とありますが、事務局からの報告事項をお願いいたします。
- 事 務 局：ご報告が3件ございます。1件目「(仮称)第二次市原市環境基本計画策定方針について」、2件目「改訂市原市環境基本計画年次報告書について」は環境管理課から御報告させていただきました。3件目「市原市一般廃棄物処理基本計画(見直し)の策定方針について」はクリーン推進課から御報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

環境管理課：環境管理課でございます。はじめに、「(仮称) 第二次市原市環境基本計画策定方針」についてご説明させていただきます。お手元の「資料3」をご欄ください。

～「資料3」に基づき説明～

議 長：ただ今の報告に関しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。特にないようでしたら、本件については以上といたします。事務局は、次の報告をお願いします。

環境管理課：「市原市環境基本計画年次報告書」について、ご説明いたします。お手元の「資料4」をご覧ください。

～「資料4」に基づき説明～

議 長：ただ今の報告に関しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。特にないようでしたら、本件については以上といたします。事務局は、次の報告をお願いします。

クリーン推進課：クリーン推進課でございます。「市原市一般廃棄物処理基本計画(見直し)の策定方針」について、ご説明いたします。お手元の「資料5」をご覧ください。

～「資料5」に基づき説明～

議 長：ただ今の報告に関しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。特にないようでしたら、本件については以上といたします。

それでは本日の議題は終了といたします。傍聴の方に申し上げます。本日の議題はすべて終了しましたので、資料を係員に返却していただいた上で、ご退席をお願いいたします。

～傍聴者、退席～

議 長：委員の皆さま、本日も長時間、議事の進行に協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

司 会：泉水会長、ありがとうございました。続きまして次第5「事務連絡」でございますが、2点ございます。議事録につきましては、事務局で案を作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させていただきます。また、報酬等につきましては、お知らせいただいております口座に振り込みいたしますが、事務手続上、約1ヶ月後の振込になりますので、ご了承いただきたいと存じます。

事務連絡は以上でございます。

本日は、泉水会長、小野副会長をはじめ、委員の皆様方、長時間に渡るご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

以上